

安倍内閣の合憲主張が元最高裁判事によつて否定されていることに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長山崎正昭殿



安倍内閣の合憲主張が元最高裁判事によつて否定されていることに関する質問主意書

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における平成二十七年九月十五日の中央公聴会において公述人の元最高裁判事である濱田邦夫弁護士が、いわゆる昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権行使の法理が存在するという安倍内閣の合憲主張について、「それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行つても通らない主張である」、「法匪という言葉がございますが、法文そのものの意図するところとはかけ離れたことを主張する、悪しき例である」、「とても法律専門家の検証に堪えられない」旨、断言をなさつてはいるが、安倍内閣の見解如何。

右質問する。

